

ランチタイムシフトを本格実施します

休憩時間を 30 分繰り上げ、繰り下げるランチタイムシフト制度について、令和 6 年 1 月 1 日から本庁舎の川崎市職員を対象に試行実施してきましたが、令和 6 年 8 月 1 日から本格実施することとしましたのでお知らせします。

1 開始日

令和 6 年 8 月 1 日（木）

（試行期間 令和 6 年 1 月 1 日（月）～令和 6 年 7 月 31 日（水））

2 対象

川崎市役所本庁舎、第 3 庁舎又は御幸ビルに勤務する職員（臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員を含む。）のうち、庁舎外で飲食をする職員を対象とします。

※ 令和 6 年 8 月 1 日から第 3 庁舎、御幸ビルを対象に追加します。

※ 令和 6 年 6 月 1 日から会計年度任用職員を対象に追加しています。

※ 「庁舎外で飲食をする」は、飲食店における飲食のほか、店舗で購入した飲食物等を庁舎である建物の外で飲食することを含みます。

3 シフト時間帯

休憩時間の繰上げ、繰下げは、業務に支障のない範囲で、次のいずれかの時間帯で取得することとします。

（１）30 分繰上げ 11：30～12：30

（２）30 分繰下げ 12：30～13：30

※ 試行実施から変更ありません。

【問合せ先】

（運用に関すること）

川崎市総務企画局人事部人事課 小寺

電話 044-200-0868

（制度に関すること）

川崎市総務企画局人事部労務厚生課 伊藤

電話 044-200-2138